

国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業の設置等に関する条例

平成 19 年 3 月 5 日

組 合 条 例 第 7 号

改正 平成 22 年 11 月 30 日組合条例第 3 号

平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号

令和 4 年 5 月 16 日組合条例第 8 号

令和 8 年 2 月 24 日組合条例第 7 号

(設置)

第 1 条 要介護高齢者又は寝たきりの高齢者等（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療（以下「施設療養」という。）を行うとともに、その日常生活を支援するため、介護老人保健施設事業を設置する。

(経営の基本)

第 2 条 介護老人保健施設事業は、要介護高齢者等の心身の状況等に応じて適切な施設療養その他のサービスを提供し、要介護高齢者等の自立の支援とその家庭への復帰に努めるとともに、効率的に運営されなければならない。

2 介護老人保健施設の入所者の定員は、66 人とする。

(重要な資産の取得及び処分)

第 3 条 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定により予算で定めなければならない介護老人保健施設事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が 2,000 万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については 1 件 5,000 平方メートル以上のものにかかるものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第 4 条 法第 34 条において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 の 9 第 8 項の規定により介護老人保健施設事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 30 万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付き寄附の受領等)

第 5 条 介護老人保健施設事業の業務に関し法第 40 条第 2 項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が 10 万円以上のもの及び法律上国民健康保険山城病院組合の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が 10 万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第 6 条 管理者は、介護老人保健施設事業に関し、法第 40 条の 2 第 1 項の規定に基づき、毎事業年度 4 月 1 日から 9 月 30 日までの業務の状況を説明する書類を 11 月 30 日までに、10 月 1 日から 3 月 31 日までの業務の状況を説明する書類を 5 月 31 日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11 月 30 日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5 月 31 日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前 2 号に掲げるもののほか介護老人保健施設事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第 1 項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、介護老人保健施設の設置許可の日から適用する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日組合条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 26 日組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 16 日組合条例第 8 号）

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 2 月 24 日組合条例第 7 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 4 条から第 6 条の規定は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。